

## 第4章

### カンボジア人民党による国民議会の掌握過程

山田 裕史

#### 要約：

対仏独立後のカンボジアの議会は、内戦後の国連暫定統治下の 1993 年に制憲議会が発足するまで、歴代の政権政党が常に全議席を独占し、主として党や政府の決定を追認する役割しか担ってこなかった。

民主的政治制度が導入された 1993 年以降、国民議会は行政府や司法府に対するチェック機能を果たすことが期待されたが、カンボジア人民党による支配が確立した 2000 年代以降、政策決定の効率性を重視した制度変更が頻繁に行われるようになった。

人民党は 2000 年代半ば以降、憲法および国民議会内規の改正という「民主的」手続きを経て、定足数の削減、本会議におけるグループ制の導入、または議会指導部ポストの分配などの手段を通じて、野党だけでなく連立を組むフンシンペック党をも政策決定過程から実質的に排除し、議会の「効率化」を進めている。

#### キーワード：

カンボジア、カンボジア人民党、一党支配体制、議会、権威主義体制

#### はじめに

カンボジアが「自由な民主主義および複数政党制」を採用したカンボジア王国憲法（以下、1993 年憲法）を採択し、民主的政治制度を導入してから 20 年が経過した。この間、1993 年憲法は停止・中断されることなく正常に機能し、複数政党が参加する選挙が定期的に実施されてきた。

しかしその一方で、同国では民主的政治制度の導入後も、カンボジア人民党（以下、人民党）による権威主義的な政治運営が継続した。その結果、国連暫定統治下の 1990 年代初頭にみられた民主化への流れは大きく後退し、カンボジアの政治体制は 2000 年代に入ると、選挙権威主義体制（electoral authoritarianism）または競争的権威主義体制（competitive authoritarianism）とみなされるようになった [Schedler 2006; Levitsky 2010]。

こうしたカンボジア政治の展開を背景に、近年では民主化や選挙に焦点を当てたカンボジア政治研究が徐々に増加傾向にある一方で、民主化の進展または後退における立法府の

機能といった議会に対する学術的関心は低く、カンボジアの国民議会に焦点を当てた先行研究、または研究の一部で国民議会について論じたものは極めて少ないのが現状である。

たとえば、カンボジア法研究の第一人者である四本健二は、現行の1993年憲法における統治機構に関する検討の一部として、国民議会の地位や権限、1990年代後半までの立法動向について論じた〔四本 1999, 140-150〕。また、カンボジア人研究者のホー・ペン（現・国立経営大学学長）は、英国の下院、日本の衆議院、ドイツの連邦議会の機能を参照しつつ、カンボジアの議会改革のあり方について検討した〔Hor 2005〕。

他方、筆者は、人民党による一党支配体制の確立と変容を検討するなかで、①国民議会の定足数の削減、②国民議会における「グループ制」の導入、③国民議会常任委員会ポストの独占といった3つの方法により、2000年代半ばから人民党が国民議会に対する支配を強めていることを簡単に指摘した〔山田 2011: 165-168〕。しかし、権威主義体制研究の視点から、人民党が体制の維持・強化の一手段として国民議会をどのように活用しているのかに着目した本格的な研究は不在である。

こうした研究状況を踏まえて、本稿の目的は、人民党がその支配の維持・強化を目的に、議会をどのように活用しているのかを明らかにするための準備作業として、カンボジアにおける議会の歴史を整理したうえで、現体制が成立した1993年以降の国民議会の制度的変遷、および、2000年代後半までに人民党がいかにして国民議会を掌握するに至ったのかを検討することにある。

本稿では以下、まず第1節で、1993年までの国民議会の歴史を跡づけ、対仏独立後のカンボジアの議会は常に単一政党によって独占されてきた歴史を有することを指摘する。次に第2節では、現体制下における国民議会の制度的変遷の検討を通じて、少数派を含む議会の構成員すべてに対して議会内過程をできるだけ開放することよりも、政策決定の効率性を重視した制度変更がなされたことを論じる。続く第3節では、人民党が2000年代以降、国民議会において他政党をどのように排除または包摂してきたのかの検討を通じて、議会の「効率化」を進めていることを指摘する。そして最後に、今後の研究の課題について言及することをもって結びとする。

## 第1節 カンボジア議会略史（1946～1993年）

### 1. フランス植民地期

カンボジアに議会が導入されたのは、フランス植民地期の1946年9月のことである。同年1月にフランスとの間で結ばれた暫定協定によってフランス連合内でのカンボジアの内政自治が認められると、主に王族を指導者とする政党が相次いで結成された。なかでも最有力となったのは、フランス留学経験のある王族シソワット・ユッテヴォンが結成した民主党である。親仏保守派の王族が率いる他政党がフランスとの協調と国王の権限強化を

訴えたのに対して、民主党はフランスからの早期独立と立憲君主制にもとづく議会制民主主義の導入を主張した [Osborne 1994, 51]。

同年 9 月に実施された初の選挙（制憲議会選挙）では、民主党が 50 議席、自由党が 14 議席、民主進歩党が 3 議席を獲得し、3 政党からなる制憲議会が発足した。さらに 1947 年 5 月には、カンボジア王国憲法が公布され、直接選挙によって選出される国民議会（任期 4 年）と、勅任および制限選挙によって選出される王国評議会（任期 4 年）という二院制が採用された。

民主党は、1947 年 12 月の第 1 回国民議会選挙と 1951 年 9 月の第 2 回国民議会選挙でも圧勝を収めた<sup>1</sup>。しかし、党内の派閥争いや分裂、ノロドム・シハヌーク国王との対立などによって、民主党内閣が相次いで総辞職に追い込まれたり、シハヌークによって国民議会が停止されたりするなど、議会制民主主義は安定的に機能しなかった。

1952 年 6 月、国王に強大な権力を付与した憲法を盾に、シハヌークはフランスの承認を得て「合法的クーデタ」を宣言し、民主党内閣を解散させて、3 年間にわたって全権を掌握することを表明した<sup>2</sup>。シハヌークは 1953 年 1 月に国民議会を招集したが、議会の多数派を占める民主党が対決姿勢を鮮明にすると、直ちに議会を解散し、戒厳令を敷いた。同年 11 月、カンボジアは対仏独立を達成したものの、国民議会は 1955 年 9 月に総選挙が実施されるまで不在となった。

## 2. シハヌーク政権期

独立達成後、自ら国政の指導にあたることを決意したシハヌークは、1955 年 3 月に王位を父ノロドム・スラムリットに譲って退位し、翌月には諸政党を糾合してサンクム・リアハ・ニヨム（「人民社会主義共同体」の意。以下、サンクム）という翼賛政治運動組織を結成した。後述のように、シハヌーク政権期の国民議会は、サンクムが常に全議席を独占することとなる。

サンクムは 1955 年 9 月の第 3 回国民議会選挙で 83 パーセントの票を獲得し、全 91 議席を独占した<sup>3</sup>。サンクムの地滑りの勝利の要因は、人口の約 8 割を占める農民の間でシハヌークが絶大な人気を誇ることに加えて、国家機関、とくに治安機関と情報機関の支配

---

<sup>1</sup> 選挙結果は次のとおり。1947 年国民議会選挙：民主党 55 議席、自由党 20 議席。1951 年国民議会選挙：民主党 54 議席、自由党 18 議席、東北勝利党 4 議席、クメール再生党 2 議席 [Corfield 2009, 43, 45]。

<sup>2</sup> 保守派の王族の主張を反映した憲法は、「すべての権力は国王から発する」（第 21 条）、「国王は内閣の提案にもとづき国民議会を解散することができる」（第 38 条）と規定していた [四本 1999, 195, 197]。

<sup>3</sup> 1955 年選挙は、フランス植民地期に実施された 3 回の選挙と比べると、はるかに自由度や公正さに欠け [Heder 2002, 2]、複数政党政治の終焉とその後 15 年におよぶシハヌークのワンマン統治の始まりを告げるものであった [Chandler 1999, 47]。

に求めることができる [Heder 2002, 3]。「前国王殿下」という称号を得たシハヌークは、退位後も事実上の国王としての地位や尊厳、特権を維持するとともに、民主党や左派政党などの反対勢力に対する国家主導の暴力、脅迫、抑圧を通じてサンクムへの投票を誘導したのである。

国家機構の動員を通じた反対勢力の弾圧はその後も続き、1958年3月の第4回国民議会選挙を前に、多くの民主党幹部がサンクムに加わり、同党は壊滅へと向かった。他方、共産主義者の隠れ蓑としての合法政党「人民グループ」は、なおもシハヌークとの対決姿勢を示したが、1958年選挙でわずか5人の候補者しか擁立できなかった。同選挙において99パーセントの票を獲得したサンクムは、シハヌーク自ら選定した候補者61人全員を当選させ、再び国民議会の全議席を独占した。

さらに、1962年6月の第5回国民議会選挙と1966年9月の第6回国民議会選挙では、シハヌーク政権による反対勢力への弾圧が強化されたことで、サンクム以外の政党は候補者を立てることができず、引き続きサンクムが国民議会の全議席を独占するに至った。

### 3. ロン・ノル政権期

シハヌークが外遊中の1970年3月、カンボジア国内ではサンクム右派のロン・ノル首相兼国防大臣ら親米派の主導のもと、国民議会と王国評議会の合同会議がシハヌークを国家元首から解任することを議決した。いわゆる「ロン・ノル・クーデタ」である。これに対してシハヌークは、中国と北ベトナムの説得に応じて、それまでクメール・ルージュと呼んで弾圧してきたカンボジアの共産主義勢力との共闘を受け入れた。シハヌークは亡命先の北京において、カンプチア民族統一戦線とカンプチア王国民族連合政府、民族解放軍の結成を宣言し、カンボジア国民に向けてロン・ノル政権の打倒を呼びかけた。こうしてカンボジアは5年におよぶ内戦に突入することになる。

他方、ロン・ノル政権は1970年10月、国民議会と王国評議会で可決されたクメール共和国宣言法にもとづき王制の廃止と共和制への移行を宣言し、国名をクメール共和国に改称した。

1970年10月、新憲法の制定に着手したロン・ノル政権は、1966年選挙で選出された国民議会議員の任期を1年間延長するとともに、憲法草案を検討する特別委員会（憲法委員会）を国民議会内に設置した [高橋 1972, 96-97]。しかし、国民議会が戒厳令の延長を拒否したり、政府の意向に反する憲法草案の起草を意図したりしたため、1970年10月、ロン・ノルら政権指導者は、国民議会と共和国評議会（旧王国評議会）のすべての立法権を剥奪し、両者を合併して制憲議会に改組した。これは事実上の議会廃止措置であった [高橋 1972, 154]。さらに1972年3月、ロン・ノルは国家元首に就任して制憲議会を解散し、大統領制を導入して自ら大統領に就任した。

1972年4月の国民投票を経て翌月に公布されたクメール共和国憲法において、立法院

は、国民議会（任期4年）および上院（任期6年）の二院制が採用された。同年9月には国民議会選挙が実施されたが、主要政党が選挙への参加をボイコットし、同年6月の大統領選挙で当選を果たしたロン・ノル率いる社会共和党が、全126議席を独占するに至った。

#### 4. ポル・ポト政権期

1975年4月、民族解放軍のプノンペン入城によってロン・ノル政権は崩壊し、5年におよぶ内戦が終結した。民族解放軍の中核として民族統一戦線内で実権を握ったカンブチア共産党は、同年12月に開催した第3回国民大会において憲法草案を採択し、1976年1月に新憲法を公布して国名を民主カンブチアに改称した。

民主カンブチア憲法は、立法府として、農民代表150人、労働者代表50人、革命軍代表50人の計250人の議員から構成される人民代表会議の設置を規定した。人民代表議会選挙は1976年3月に実施されたが、選挙権および被選挙権は一部の国民にしか付与されず、投票自体も国土の大半では行われなかったという [Chandler 2008, 261-262]。

人民代表議会は1976年4月に招集され、カンブチア共産党ナンバー2のヌオン・チアを議長とする議会常任委員会（10人で構成）を選出した。同議会が開催されたのはこの1回のみであり、議会は立法機関としての役割を果たさなかった。1978年の共産党の文書が、「権力は選挙に由来するのではなく、「我々の暴力」に由来する」 [Chandler 1993, 264] と明記しているように、ポル・ポト政権は議会の本質的な役割を否定したのである。

#### 5. 人民革命党政権期

1979年1月、カンブチア人民革命党（＝現在のカンボジア人民党の前身）を中核とするカンブチア救国団結戦線とベトナム軍は、ポル・ポト政権を放逐してヘン・サムリンを議長とするカンブチア人民革命評議会を樹立するとともに、カンブチア人民共和国の建国を宣言した。人民革命評議会は直ちに新憲法の制定に着手したが、憲法にもとづき設置される国民議会の選挙を、憲法の採択に先駆けて1981年5月に実施した。

人民革命党による一党独裁体制下で実施された1981年選挙には、定数117議席に対して148人が立候補し、選挙権を有する18歳以上の男女3,280,565人のうち、3,209,583人が投票した（投票率97.83パーセント） [Slocomb 2003, 82]。同年6月には第1期第1回国民議会が開催され、チア・シムを議長とする議会指導部を選出し、10章93条からなる憲法草案を採択した。

カンブチア人民共和国憲法は、国民議会の常設機関として、国民議会議員によって構成される国家評議会の設置を規定した。国家評議会には、国民議会が採択した法律を公布することに加えて、法律と同等の権限を有するデクレ法 (*kret-chbap*) やデクレ (*kret*) を採択する権限などが付与された。このことは、議会閉会中においても議会での審議を経ずに、立法や閣僚などの任命・罷免が可能であることを意味する。

国民議会の任期は、憲法の規定で5年とされた。しかし、民主カンプチア連合政府との内戦を理由に、人民革命党政権は国民議会の任期を、1986年に5年間、1991年と1992年にそれぞれ1年間、延長することを決定した。人民革命党政権下においては、補欠選挙を除けば、国民議会選挙は1度しか実施されなかったのである。

## 6. 国連暫定統治期

1991年10月、カンボジア紛争の当事者である4派（＝人民革命党政権および民主カンプチア連合政府を構成する3つの政治勢力）および和平交渉に関与した18カ国の間で、カンボジア紛争の包括的な政治解決に関する協定（以下、パリ和平協定）が締結された。同協定は、複数政党制の導入および国連カンボジア暫定統治機構（United Nations Transitional Authority in Cambodia: UNTAC）の管理下での制憲議会選挙の実施を規定し、カンボジアに民主的政治制度の導入をもたらした。

1993年5月、20政党が参加して制憲議会選挙が実施され、王党派のフンシンペック党（58議席）、1991年10月にマルクス・レーニン主義を放棄してカンプチア人民革命党から改称したカンボジア人民党（51議席）、ロン・ノル政権の流れを汲む仏教自由民主党（10議席）など4政党が議席を獲得した。議会が複数の政党によって構成されるのは、まさに40年ぶりのことであった。

1993年6月に招集された制憲議会が最初に行ったのは、1970年3月の「ロン・ノル・クーデタ」を無効とし、シハヌークが1970年3月以来、合法的な国家元首であったことの確認、およびシハヌークへの「全面的かつ特別」な権限の付与であった。その後、制憲議会は、議長に最年長議員である仏教自由民主党のスーン・サーン党首、副議長にフンシンペック党のウン・キアト上級大臣兼エネルギー大臣兼公共事業大臣と、人民党のチア・シム党首を選出するとともに、スーン・サーンを委員長、人民党のチャエム・スグオン司法大臣を副委員長とする憲法起草委員会を設置した。同年7月には、制憲議会の信任を得て、フンシンペック党のノロドム・ラナリット党首と人民党のフン・セン副党首を共同首相とする暫定国民政府が発足した。

憲法草案は1993年9月、制憲議会での5日間の審議を経て、賛成113、反対5、欠席2の圧倒的多数で採択された。カンボジア王国憲法の公布にともない制憲議会から移行した国民議会は、同年10月、議長に人民党のチア・シム、第1副議長にフンシンペック党のローイ・シームチアン、第2副議長に仏教自由民主党のスーン・サーン党首の息子スーン・スベアを選出した。国民議会による内閣の信任、38年ぶりに国王に復位したシハヌークの審署を経て、ラナリットを第1首相、フン・センを第2首相とするカンボジア王国政府が正式に発足した。こうしてカンボジアは新体制への移行を遂げたのである。

表1は、本節で論じた議会の歴史をまとめたものである。カンボジアではフランス植民

地下の 1946 年 9 月に議会が設置されたものの、議会において複数の政党が共存したのは、議会設置後のわずか 7 年間に過ぎなかった。シハヌーク国王が議会を解散した 1953 年 1 月から、国連暫定統治下の 1993 年 6 月に制憲議会が発足するまで、各政権下における議会は、40 年間にわたって単一政党が全議席を独占する状況が続いた。換言すれば、歴史的にカンボジアの議会は、政党間の政策を議論する場として機能することはなく、党や政府の決定を追認するだけの形式的な役割しか果たしてこなかったのである。

【表1】カンボジアの議会（1946～1993年）

国名	投票日	議会の名称(期間)	議員定数	政党数
フランス保護領 カンボジア王国	1946年 9 月 1 日	制憲議会(1946～47年)	67	3
	1947年12月21日	国民議会(1947～51年)	75	2
	1951年 9 月 9 日	国民議会(1951～53年)	78	4
カンボジア王国	1955年 9 月11日	国民議会(1955～58年)	91	1
	1958年 3 月23日	国民議会(1958～62年)	61	1
	1962年 6 月10日	国民議会(1962～66年)	77	1
	1966年 9 月11日	国民議会(1966～72年)	82	1
クメール共和国	1972年 9 月 3 日	国民議会(1972～75年)	126	1
民主カンブチア カンブチア人民共和国 →カンボジア国	1976年 3 月20日	人民代表議会(1976～79年)	250	1
カンボジア	1981年 5 月 1 日	国民議会(1981～93年)	117	1
カンボジア	1993年5月23日～28日	制憲議会(1993年6～10月)	120	4

(出所) ฅ (Cheam) [2011] をもとに筆者作成。

## 第 2 節 1993 年体制下における国民議会の制度的変遷

1990 年代初頭の民主的政治制度の導入後、カンボジアの議会制度はどのように変化してきたのだろうか。本節では、国民議会について規定する 2 つの法令、すなわち 1993 年憲法 [ព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា (Preah Reacheanachak Kampuchea) 2006] および国民議会内規 [រដ្ឋសភា (Rathsaphea) 2006] をもとに<sup>4</sup>、1993 年以降の国民議会の制度的変遷を、選挙制度も含めて検討する。

なお、1999 年 3 月の第 2 次憲法改正によって上院が新設され、立法府は二院制となった<sup>5</sup>。しかしこれまでの上院は、比例代表制および国民議会議員と行政区・地区評議会議員

<sup>4</sup> 1993 年憲法は、国民議会に関する規定として、第 7 章「国民議会」(第 76 条～第 98 条) および第 9 章「国民議会と上院の関係」(第 116 条および第 117 条) を設けている。他方、国民議会内規は 17 章 83 条からなる。

<sup>5</sup> 1993 年憲法は、2013 年までに 6 回の改正が行われた。第 1 次改正：1994 年 7 月 (第 1

による間接選挙という選挙制度上、国民議会と同様に人民党が過半数を占め、実質的には国民議会の決定を追認する役割しか担ってこなかった。したがって、本稿では国民議会のみに着目し、上院を分析対象から除外する。

### 1. 国民議会の地位

国民主権と三権分立を明記した 1993 年憲法において、国民議会は上院（1999 年 3 月以降）と並ぶ立法機関と位置づけられている（憲法第 90 条）。ただし、国民議会は法律案の先議権を有するほか、国民議会が上院に送付した法律案を、上院が可決しないしは 1 ヶ月以内（緊急の場合は 5 日以内）に議決しない場合は、国民議会が採択した法律案を公布するなど、上院に対する優越が認められている（憲法第 113 条）。また、国民議会が採択した法律のうち、国家の独立、主権、領土保全に抵触し、国家の政治的統一または統治を害するものは無効とされる。憲法評議会はこの無効を決定する唯一の機関であり、国民議会および上院の立法権を抑制する機能を有する（憲法第 92 条）〔四本 1999, 140〕。

### 2. 国民議会の任期

国民議会の任期は 5 年であり、王国政府が 12 ヶ月の間に 2 度にわたって総辞職した場合を除き、任期満了以前に解散されない（憲法第 78 条）。

実際に、1993 年に発足した第 1 期国民議会から現在の第 5 期国民議会に至るまで、国民議会が任期満了以前に解散されたことはなく、また、人民革命党政権期のように任期を延長したこともない。1993 年 5 月の制憲議会選挙以降、国民議会選挙は 5 年ごと（1998 年 7 月、2003 年 7 月、2008 年 7 月、2013 年 7 月）に実施されてきた。

### 3. 国民議会の権限

国民議会は、次の 6 つの権限を有する（憲法第 90 条）。①国家予算、国家計画、借款、貸付、財政部門の各種契約、租税の創設、修正、廃止の承認。②行政費の承認。③恩赦法案の承認。④国際協定および国際条約の承認または破棄。⑤宣戦布告法案の承認。⑥王国政府に対する信認の付与。

上記①～⑤については、議員総数の過半数の承認が必要とされる。⑥に関しては当初、議員総数の 3 分の 2 という特別多数が採用された。この内閣信任に関する「3 分の 2 条項」は、「カンボジアの平和の回復・維持と国内の和解の促進」というパリ和平協定の理念を引き継いだものであり、人民党とフンシンペック党による権力分有体制という、1993 年以來のカンボジア政治のあり方を規定する枠組みであった。

---

期臨時会)、第 2 次改正: 1999 年 3 月 (第 2 期臨時会)、第 3 次改正: 2001 年 7 月 (第 2 期第 6 回常会)、第 4 次改正: 2005 年 5 月 (第 3 期第 2 回常会)、第 5 次改正: 2006 年 3 月 (第 3 期第 4 回常会)、第 6 次改正: 2008 年 1 月 (第 3 期第 7 回常会)。

しかしこの規定は、2006年3月の第5次憲法改正によって、議員総数の3分の2から過半数へと削減され、人民党は単独で内閣の樹立が可能となった。ただし、憲法の修正または改正には、現在も議員総数の3分の2の承認が必要である。

なお、大臣の罷免または王国政府に対する不信任動機は、議員30人以上によって本会議に提案されなければならない（憲法第98条）。

#### 4. 国民議会の会期

国民議会は年2回、それぞれ3ヵ月以上の常会を開催する。国王、首相または議員総数の3分の1以上のいずれかの発議がある場合には、常任委員会は臨時会を招集することになっている（憲法第83条）。

たとえば、第2期国民議会（1998～2003年）は、常会を9回（計815日間）および臨時会を4回（計12日間）開催した。常会の会期は最長で104日間（第3回常会：1999年10月1日～2000年1月12日）、最短で52日間（第7回常会：2001年11月12日～2002年1月3日）であり、憲法の規定に満たない会期もあった〔五島ほか 2013, 232-238〕。また、会期中であっても本会議が数週間も開催されないことがあるほか、常会の会期中または臨時会において本会議が開催されるのは、通常、平日の午前中の数時間のみである。とはいえ、人民革命党政権期には国民議会の会期が1週間前後であったことから比べれば、1993年以降、会期日数は大幅に増加した。

#### 5. 国民議会の定足数

国民議会の会合の定足数は、当初は議員総数の10分の7であったが、2005年6月の第4次憲法改正で5分の3に、さらに2006年3月の第5次憲法改正で過半数に削減された（憲法第88条）。すなわち、野党が審議を拒否しても、議会で過半数を占める人民党は自党議員のみの出席で会合が開催できるようになったのである。

実際に、第4期国民議会（2008～13年）と第5期国民議会（2013～18年）の最初の常会は、選挙結果の受け入れを拒否する野党が登院を拒否するなかで開催され、人民党が議会指導部を独占する人事が行われた。

#### 6. 国民議会の組織構造

国民議会には、以下の9つの委員会が設置されている（国民議会内規第6条）。各委員会は少なくとも7人から構成され、委員長1人、副委員長1人、書記1人を選挙する。各委員会の会合の定足数は過半数である（国民議会内規第10条）。

- ① 人権・不服申し立て・監察・議会関係委員会（通称、第1委員会）
- ② 経済・財政・銀行・監査委員会（通称、第2委員会）
- ③ 計画・投資・農業・地方開発・環境・水資源委員会（通称、第3委員会）

- ④ 内務・国防・監察・反汚職・公務員委員会（通称、第4委員会）
- ⑤ 外務・国際協力・宣伝・情報委員会（通称、第5委員会）
- ⑥ 法務・司法委員会（通称、第6委員会）
- ⑦ 教育・青年・スポーツ・儀典・宗教・文化・観光委員会（通称、第7委員会）
- ⑧ 保健・社会・退役軍人・青年更正・労働・職業訓練・女性委員会（通称、第8委員会）
- ⑨ 公共事業・運輸・通信・郵便・工鉱業・エネルギー・商業・国土整備・都市化・建設委員会（通称、第9委員会）

国民議会の閉会期間中には、国民議会常任委員会が議会の職務にあたる。常任委員会は国民議会議長、同副議長2人、各委員会委員長の計12人で構成され、会合の定足数は過半数となっている（国民議会内規第7条）。

また、国民議会には事務総局が置かれ、10年以上の行政経験を有する上級公務員のなかから、事務総長と事務次長が任命される（国民議会内規第15条）。

以上の組織構造は、第1期国民議会が発足した1993年以来、変更されていない。

## 7. 国民議会議員の選挙

国民議会の定数は120人以上とされ、議員は自由、普通、平等、直接および秘密投票によって選挙される（憲法第76条）。表2に示したように、1993年選挙時に120議席であった国民議会の定数は、行政区画の変更によって新たな選挙区が設置されたことで、現在では123議席へと増加した。

国民議会議員選挙の詳細については、国民議会議員選挙法および同改正法（以下、選挙法）<sup>6</sup>において、次のように規定されている。

### (1) 選挙管理制度

選挙は国家選挙委員会が管理し、その下部組織として、各選挙区に都・州選挙委員会、地方行政区分の末端にあたる各行政区・地区に行政区・地区選挙委員会、各投票所に投票所委員会が置かれる（選挙法第11条）。

国家選挙委員会の構成は、発足時の1998年1月に11人、2002年10月に5人に削減、2006年10月以降は9人となった。同委員会の構成員は内務省が選定し、国民議会で信任投票によって選出される。法律上は独立かつ中立の機関とされているが、実際には人民党系の人物が一貫して過半数を占めている。

---

<sup>6</sup> 選挙法は1997年12月に公布され、1998年4月に1回、同年5月に2回、同法の附則法が公布された。さらに、2002年9月と2006年6月、2007年1月、2011年には同法の改正法が公布された。選挙法の日本語訳は、五島ほか [2013, 137-173] を参照。

## (2) 選挙権および被選挙権

選挙権は 18 歳以上のクメール市民に付与されるが、投票するには選挙人名簿への登録と身分証明書が必要である（選挙法第 50 条）。直近の 2013 年選挙における選挙人名簿登録者数は、967 万 5453 人であった。

他方、被選挙権は、選挙人名簿に登録された 25 歳以上で出生以来カンボジア国籍を有し、立候補した政党から候補者として任命されている者に付与される（選挙法第 33 条）。人民党以外の政党の候補者に多くみられるように、二重国籍保有者の立候補も可能である。

## (3) 議席決定方式および選挙区定数

UNTAC が実施した 1993 年選挙を含め、首都および各州を選挙区とする拘束名簿制の比例代表制がとられている（選挙法第 5 条）。しかし、現在は 24 選挙区のうち 9 選挙区が 1 人区であり、事実上の小選挙区制（相対多数性）となっている。

選挙区の区割りは、表 2 に示したとおり、基本的には 1980 年代の人民革命党政権期のものを踏襲している。定数は 1～18 と選挙区によって大きな差があり、大選挙区制（定数 3～18）と小選挙区制の並立となっている。なお、近年ではプノンペン都周辺の人口密度が相対的に高い州から、首都や北東部・北西部への人口の移動が顕著となっているが、1993 年選挙時から選挙区定数の変更は行われていない。

## (4) 投票方式

一党独裁体制が敷かれた人民革命党政権期は連記制による候補者方式がとられたが、1993 年以降は政党方式が採用されている。識字率が低いという問題もあり<sup>7</sup>、投票用紙に政党名を記入するのではなく、投票したい政党を 1 つ選んでチェックマーク（☑）を付けるという方法である。

以上のように、現体制下における国民議会のもっとも重要な制度変更は、本会議の定数が総議員数の 10 分の 7 から 5 分の 3 へ、さらに過半数にまで削減された点である。2000 年代半ば以降のカンボジアの国民議会は、与野党間の交渉と妥協を前提とし、議会のすべての構成員に対して議会内過程をできるだけ開放するという方向性ではなく、たとえ野党が審議を拒否した場合でも迅速に政策決定を行えるよう、効率性を重視した制度変更がなされたのである。

---

<sup>7</sup> 2008 年国勢調査時における 15 歳以上の識字率は 77.6 パーセント（都市 90.4 パーセント、地方 74.0 パーセント）。

【表2】 国民議会定数の変遷（1981～2018年）

	選挙区	第1期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
		81～93年	93～98年	98～03年	03～08年	08～13年	13～18年
1	ボンティアイ・ミアン・チェイ	—	6	6	6	6	6
2	バット・ドンボーン	11	8	8	8	8	8
3	コンボン・チャーム	13	18	18	18	18	18
4	コンボン・チナン	4	4	4	4	4	4
5	コンボン・スプー	5	6	6	6	6	6
6	コンボン・トム	5	6	6	6	6	6
7	コンポート	6	6	6	6	6	6
8	コンダール	10	11	11	11	11	11
9	コホ・コン	2	1	1	1	1	1
10	クロチェヘ	4	3	3	3	3	3
11	モンドル・キリー	2	1	1	1	1	1
12	プノンペン	12	12	12	12	12	12
13	プレアハ・ヴィヒア	3	1	1	1	1	1
14	プレイ・ヴェーン	9	11	11	11	11	11
15	ポーサット	4	4	4	4	4	4
16	ラタナ・キリー	3	1	1	1	1	1
17	シナム・リアブ	6	6	6	6	6	6
18	プレアハ・シハヌーク	3	1	1	1	1	1
19	ストウン・トラエン	2	1	1	1	1	1
20	スヴァーイ・リアン	5	5	5	5	5	5
21	ター・カエウ	8	8	8	8	8	8
22	カエプ	—	—	1	1	1	1
23	パイルン	—	—	1	1	1	1
24	ウッドー・ミアン・チェイ	—	—	—	1	1	1
	合計	117	120	122	123	123	123

（出所）筆者作成。

### 第3節 人民党による議会支配

#### 1. 「民主的」手続きの重視

人民党は、表3に示したように、1993年選挙においてフンシンペック党の後塵を拝したものの、1998年選挙以降は第1党の座を維持している。とりわけ議席率が7割を超える圧勝を収めた2008年選挙後の第4期国民議会（2008～13年）では、人民党による議会の支配が強化されることになる。その具体的な内容について検討する前に、本節ではまず、現体制下のカンボジアにおいては「民主的」手続きが重視されていること、およびその背景について確認する。

本稿の冒頭でも述べたように、人民党が民主的政治制度を権威主義的な手法で運用し、政権基盤の堅固化を図った2000年代以降のカンボジアの政治体制は、選挙権威主義体制や競争的権威主義体制とみなされるようになった。人民党が民主制を装わなければならない背景として、民主制が冷戦後の国際社会におけるグローバルな規範とみなされるように

なったことに加え、次の2つの理由が指摘できる。

第1に、現体制の基本的枠組みとしての、パリ和平協定の存在である。同協定は新憲法の諸原則として、体制移行後のカンボジアが複数政党制に立脚した自由民主主義体制を採用すべきことを盛り込んでいた。したがって同国では1993年以降、政府を構成するための手続きを重視する「手続き的民主主義」が、すべての政党が受け入れるべき規範となった。すなわち、複数政党が参加する定期的選挙の実施というルールが人民党の行動様式を規定しており、人民党はそれに勝利することで支配の正当性を獲得するのである。

第2に、民主制を維持することが、国際社会による対カンボジア援助供与の大前提となっている点である。カンボジアは1993～2001年にかけて、諸外国・機関から平均で名目GDPの約12.7パーセント（年間3億～5億米ドルに相当）にもおよぶ多額の援助を受け、そのうち約半分を中央政府の国家予算に組み込んできた〔天川 2003, 34〕。対カンボジア援助は、近年では増加傾向にあり、諸外国・機関による2009年の援助公約額の総額は、9億5150万米ドルで、2008年に比べて38パーセントも増加した〔天川 2009, 224〕。開発援助の獲得は、経済開発の担い手を自任する人民党にとって、支配の正当性にかかわる重要な問題である。

以上の点を換言すれば、複数政党制にもとづく定期的選挙に勝利することで、人民党による支配の正当性は担保されるため、非合法的な手段を用いて国民議会を解散・廃止するようなことがなければ、人民党は議会において衛生政党を取り込んだり、野党を排除したりしながら、自らの支配体制を維持・強化することが可能となる。

また、対カンボジア援助国・機関は、選挙の実施に関しては選挙監視団を派遣するなどして注視する一方で、選挙後の議会運営についてはほとんど関心を示してこなかった。この点も、人民党による議会の権威主義的運用を容易にする一因となっている。

## 2. 他政党の排除と包摂

2003年選挙で約6割の議席を獲得し、三度フンシンペック党との連立内閣を樹立した人民党は、その支配の維持・強化を図る一手段として、国民議会における他政党の排除と包摂に着手した。その具体的な方法として、上述の定足数の削減に加えて、本会議における「グループ制」の導入、議会指導部ポストの配分という3点について検討する。

### (1) 定足数の削減

国民議会の会合の定足数は先述のように、当初は議員総数の10分の7であったが、2005年6月に5分の3に削減された。その背景には、野党サム・ランシー党の全24議員が、2005年2月に国民議会が同党の3人の議員特権を剥奪したことに反発して審議を拒否する一方、首相を含む主要閣僚が多忙で本会議に出席できず、定足数に満たない日が続くとい

う状況があった<sup>8</sup>。この憲法改正によって、野党が審議を拒否した場合でも議会の開催が可能となった。

さらに2006年3月、内閣信任に関する憲法の「3分の2条項」の削減と抱き合わせる形で、国民議会の定足数も過半数に削減された。この憲法改正は、フン・セン首相やフンシンペック党のノロドム・ラナリット党首に対する名誉毀損で実刑判決を受けたサム・ランシー党首が、恩赦を受けて亡命先から帰国し、フン・セン首相との会談後に提起したとされている。サム・ランシーは憲法改正案の提案理由を、1998年と2003年選挙後のような長期間におよぶ新政府の不在による政治的混乱を避けるためであると説明したが、その真意は明らかではない〔山田 2007, 36〕。いずれにしても人民党にとっては、単独での組閣および議会の開催を可能とする極めて重要な憲法改正であった。

## (2) グループ制の導入

人民党は連立与党のフンシンペック党の協力を得て、サム・ランシー党が審議拒否を続けていた2005年6月に国民議会内規を改正し、本会議におけるグループ制を導入した。これは、議員13人以上で1つのグループを形成し、本会議で発言する際はそのグループを通じて議長に許可を求め、議長の許可を得てから発言しなければならない、という規則である（国民議会内規第48条）。

これによって、人民党（73議席）が5グループを形成したのに対して、連立与党のフンシンペック党（26議席）は2グループ、サム・ランシー党（24議席）は1グループを形成することとなった。なぜ13人を基準としたのかという理由は明らかではないが、野党の発言の機会をできる限り減らすとともに、連立内閣のパートナーであるフンシンペック党が野党よりも多くのグループを形成できるように配慮したのではないかと推察できる。

また、グループに所属する議員の発言時間の上限が設定され、意見を述べる場合は最長20分、答弁する場合は最長5分と規定された。さらに、発言の際はそのときに議論されている主題に関してのみ話さなければならない、それ以外の発言をしてはならない、という発言内容を厳しく制限する規則が盛り込まれた（国民議会内規第58～59条）<sup>9</sup>。

なお、2006年3月、憲法の「3分の2条項」の改正をめぐり、人民党とサム・ランシー党が急速に接近すると、人民党はサム・ランシー党に配慮してこの規則に変更を加えた。すなわち、グループ形成に必要な議員数を、13人以上から10人以上に削減したのである

---

<sup>8</sup> サム・ランシー党議員による審議拒否は、2005年2月から8月まで続いた。

<sup>9</sup> 筆者が2008年3月に第3期国民議会第7回常会を傍聴した際、サム・ランシー党のユム・ソヴァン議員が、審議中の法案に対する意見とともに政府を批判する発言を行なった。人民党のヘン・サムリン議長は法案に対する意見のみ述べるように注意したが、ユム・ソヴァンがなおも政府批判を続けたため、ユム・ソヴァンのマイクの電源を切り、それ以上の発言を封じた。

(国民議会内規第 48 条)。この変更により、人民党は 2 グループ増えて 7 グループ、フンシンペック党は 2 グループのまま、サム・ランシー党は 1 グループ増えて 2 グループを形成するようになり、国民議会におけるフンシンペック党の影響力は相対的に低下した。

2008 年選挙を経て発足した第 4 期国民議会（2008～13 年）では、人民党が 90 議席、サム・ランシー党が 26 議席、人権党が 3 議席、フンシンペック党とノロドム・ラナリット党が 2 議席ずつ獲得した。ここで人民党は、フンシンペック党とノロドム・ラナリット党の議員 2 人ずつを自らのグループに迎え入れ、これらの議員に本会議での発言の機会を提供した。他方、人権党は他政党のグループに入ることを拒否したため、2012 年 7 月にサム・ランシー党との合流に合意して同党のグループに加わるまで、発言の機会がまったく与えられなかった。

### (3) 議会指導部ポストの配分

表 4 に示したように、国民議会の指導部に相当する常任委員会のポストは、第 2 期国民議会（1998～2003 年）までは、野党も含め議会に議席を有する政党間で分有されてきた。しかし、第 3 期国民議会（2003～08 年）では、人民党とサム・ランシー党の関係が一時的に対立から強調へと変化した 2006 年 3 月まで、野党サム・ランシー党には委員会委員長ポストが付与されなかった。

国民議会における野党排除の動きは、人民党が 7 割を超える議席を獲得した 2008 年選挙以降、さらに顕著となった。第 4 期国民議会（2008～13 年）では、人民党は国民議会常任委員ポストを独占するに至った。しかも、同常任委員 12 人の構成は、党中央委員会常任委員が 6 人、党中央委員が 5 人、同党の元オーストラリア大使が 1 人であり、国民議会指導部と人民党指導部との人的一体化が指摘できる。

第 4 期国民議会の構成においても一つ特筆すべきは、人民党が議会内 9 委員会の正副委員長ポストのみならず、委員ポストさえもサム・ランシー党と人権党には与えなかった点である。すなわち、両党は各委員会の審議から排除されたため、本会議の数日前にならんと法律案を入手できず、法律案の内容を十分に検討できないまま本会議に臨むことを強いられたのである。

サム・ランシー党と人権党を排除するのとは対照的に、人民党はフンシンペック党とノロドム・ラナリット党に対して委員会の委員ポストを 1 つずつ提供した。人民党が連立政権のパートナーであるフンシンペック党だけでなく、ノロドム・ラナリット党にまで発言の機会や委員会委員のポストを提供して取り込みを図った理由の 1 つは、野党による内閣不信任案の提出を回避するためであったと考えられる。内閣不信任案は 30 人以上の議員によって提出にされなければならない、サム・ランシー党と人権党が内閣不信任案を提出するには、少なくともラナリット党議員 1 人の協力を必要としたのである。

【表3】 制憲議会選挙および国民議会選挙の結果（1993～2013年）

政党	制憲議会選挙（1993年5月） 投票率89.56% 参加政党数20				第2期国民議会選挙（1998年7月） 投票率93.74% 参加政党数39				第3期国民議会選挙（2003年7月） 投票率83.22% 参加政党数23			
	得票数	得票率	議席数	議席占有率	得票数	得票率	議席数	議席占有率	得票数	得票率	議席数	議席占有率
カンボジア人民党	1,533,471	38.23	51	42.50	2,030,790	41.42	64	52.46	2,447,259	47.35	73	59.35
フンシンペック党	1,824,188	45.47	58	48.33	1,554,405	31.71	43	35.25	1,072,313	20.75	26	21.14
サム・ランシー党	—	—	—	—	699,665	14.27	15	12.30	1,130,423	21.87	24	19.51
仏教自由民主党	152,764	3.81	10	8.33	—	—	—	—	—	—	—	—
モリナカ党	55,107	1.37	1	0.83	8,395	0.17	0	0	6,808	0.13	0	0
その他	446,101	11.12	0	0	609,253	12.43	0	0	512,034	9.91	0	0
有効票	4,011,631	94.01	—	—	4,902,508	96.93	—	—	5,168,837	97.94	—	—
無効票	255,561	5.99	—	—	155,289	3.07	—	—	108,657	2.06	—	—
合計	4,267,192	100	120	100	5,057,797	100	122	100	5,277,494	100	123	100

政党	第4期国民議会選挙（2008年7月） 投票率75.21% 参加政党数11				第5期国民議会選挙（2013年7月） 投票率69.61% 参加政党数8			
	得票数	得票率	議席数	議席占有率	得票数	得票率	議席数	議席占有率
カンボジア人民党	3,492,374	58.11	90	73.17	3,235,969	48.83	68	55.28
フンシンペック党	303,764	5.05	2	1.63	242,413	3.66	0	0
サム・ランシー党	1,316,714	21.91	26	21.14	—	—	—	—
人権党	397,816	6.62	3	2.44	—	—	—	—
ノロドム・ラナリット党	337,943	5.62	2	1.63	—	—	—	—
救国党	—	—	—	—	2,946,176	44.46	55	44.72
その他	161,666	2.69	0	0	202,601	3.06	0	0
有効票	6,010,277	98.35	—	—	6,627,159	98.40	—	—
無効票	100,551	1.65	—	—	108,085	1.60	—	—
合計	6,110,828	100	123	100	6,735,244	100	123	100

（出所）山田 [2013, 4]。（注）網掛け部分は与党を示す。

【表4】 国民議会常任委員会のポスト配分の変遷

	第1期国民議会 1993～1998年	第2期国民議会 1998～2003年	第3期国民議会 2003～2008年	第4期国民議会 2008～2013年	第5期国民議会 2013年～現在
議長	人民党	フンシンペック党	フンシンペック党→人民党	人民党	人民党
第1副議長	フンシンペック党	人民党	人民党→人民党	人民党	人民党
第2副議長	仏教自由民主党	人民党	人民党→フンシンペック党	人民党	人民党
各委員会 委員長	人民党:4 フンシンペック党:4 仏教自由民主党:1	人民党:4 フンシンペック党:4 サム・ランシー党:1	人民党:5→5 フンシンペック党:4→2 サム・ランシー党:0→2	人民党:9	人民党:9

（注）第3期国民議会は、第5次憲法改正を行った2006年3月に議会指導部の構成を大幅に変更した。

（出所）筆者作成。

### （3）国民議会の形骸化

他政党の排除と包摂によって国民議会に対する人民党の支配が次第に強化されるなか、法案審議は形骸化が進んだ。国民議会のモニタリングを行う選挙監視 NGO によれば、第3期国民議会（2003～08年）において法案審議を含む1つの議事に関する議論と採決に要した時間は、わずか平均62分であった。そして、大半の法案は一切の修正なしに可決されたという [ឧប្បត្តិ (COMFREL) 2009, 8]。ここで、形骸化する法案審議の一例として、反汚職法案の審議過程を概観する<sup>10</sup>。

<sup>10</sup> 国際 NGO 「トランスペアレンシー・インターナショナル」の腐敗認識指数（2013年

カンボジア政府は 1996 年に反汚職法案の起草作業に着手したが、同法の制定を積極的に進めようとはしなかった。対カンボジア支援国・機関や野党、NGO からの度重なる批判を受け、フン・セン内閣が同法案の草案を承認したのは、2010 年 2 月 24 日のことであった。同法案は直ちに国民議会に送付されたが、その内容は同年 3 月 4 日まで野党や NGO には一切公開されなかった。3 月 10 日には国民議会の本会議で審議が始まったが、同法案の内容を検討する時間が不十分であるとの理由で、人権党は登院を拒否し、サム・ランシー党は審議の開始を 4 月まで延期するように求めた。

しかし、ヘン・サムリン議長は野党の要求を拒否し、同法案の審議を断行した。起草から審議入りまで 15 年近くの時間を要し、市民社会や対カンボジア支援国・機関が強い関心を示す重要法案であったにもかかわらず、同法案の審議はわずか 2 日間で終了した。3 月 11 日、反汚職法案は一切の修正を加えることなく、人民党議員の賛成多数で可決されたのである。

本節で検討したように、複数政党が参加する定期的選挙での勝利によって支配の正当性を獲得した人民党は、その時々々の政治状況によって国民議会において排除または取り込む対象を変えつつ、2000 年代後半までに議会を完全に掌握するに至った。あくまでも「民主的」手続きによって憲法や国民議会内規を改正することで支配の正当性を維持しつつ、野党だけでなく連立を組むフンシンペック党をも政策決定過程から実質的に排除しているの

である。また、法案審議の形骸化という点については、国民議会指導部と人民党指導部の人的一体化が進んだこと、および人民党は組織原則として民主集中制を採用しているため、同党の議員は国民議会における議決の際、党指導部の決定に沿った投票行動をとることが影響していると考えられる。すなわち、他政党を政策決定過程から排除してしまえば、あとは党内で調整を行えばよいので、国民議会で実質的な議論をする必要がほとんどなく、「効率的」な議会運営が可能となるのである。

## おわりに

人民党がその支配の維持・強化を目的に、議会をどのように活用しているのかを明らか

---

版)によれば、カンボジアは 177 ヶ国中 160 位にランク付けされ、非常に高い腐敗度を示している(同団体のウェブサイト：<http://www.transparency.org/cpi2013/results/>、閲覧日：2014 年 1 月 21 日)。また、米国国際開発庁が 2004 年に実施した調査によれば、汚職によるカンボジアの経済的損失は、年間 3 億～5 億米ドルにのぼるといふ [Calavan, Briquets, and O'Brien 2004, 2]。これは 1993～2001 年にカンボジアが国際社会から獲得した援助の、年間平均額に相当する金額である。

にするための準備作業と位置づけられる本稿では、カンボジアにおける議会の歴史を整理したうえで、民主的政治制度を導入した1993年以降の国民議会の制度的変遷、および、人民党による国民議会の掌握過程について検討した。

第3節で論じたように、とりわけ第4期国民議会（2008～13年）においては、人民党が国民議会指導部ポストを独占し、野党のみならずフンシンペック党をも政策決定過程から実質的に排除し、一党支配体制の堅固化を図っている。

しかし2013年選挙では、表3に示したように、サム・ランシー党と人権党が合流して結成した救国党が55議席を獲得する大躍進を果たし、人民党は90から68へと大幅に議席を減らした。救国党は大規模な不正があったと主張して選挙結果の受け入れを拒否し、登院拒否を続けているため、2013年9月に発足した第5期国民議会（2013～18年）においても、人民党が常任委員会から各委員会に至るまで、すべてのポストを独占する状態が続いている。しかし、与野党間で2013年9月から断続的に行われている選挙制度改革をめぐる協議の結果次第では、救国党が登院に応じ、人民党との間で議会指導部ポストの分有が行われる可能性がある。

人民党による国民議会の支配のあり方に何らかの変化が生じるのか、その方向性を見定めつつ、最終年度となる来年度の研究会では、①野党議員の特権剥奪や国会同意人事の支配などを事例として、人民党による議会支配が政治過程に与える影響、および、②議会の議事録や本会議のモニタリングを行うNGOの報告書の分析を通じて、議会運営と立法過程の実態、という2点について調査・研究を進め、人民党がその支配の維持・強化を目的に、議会をどのように活用しているのかを明らかにしたい。

## 参考文献

### 1. クメール語文献

ខ្ពុកាល័យ សម្តេច ជា ស៊ីម (Khottkalay Samdech Chea Sim). 1998. *រដ្ឋសភានីតិកាលទី១ ១៩៩៣-១៩៩៨*.

ភ្នំពេញ៖ ខ្ពុកាល័យ សម្តេច ជា ស៊ីម. [チア・シム殿下官房. 1998. 『第1期国民議会 1993～1998年』 プノンペン：チア・シム殿下官房.]

ឧម្ម័ហ្វ្រែល (Committee for Free and Fair Elections in Cambodia: COMFREL). 2009. *ការសង្កេតសភា*

*និងតំណាងរាស្ត្រ៖ របាយការណ៍ប្រចាំ នីតិកាល ទី៣ (កក្កដា ២០០៤-កញ្ញា ២០០៨)*. ភ្នំពេញ៖ ឧម្ម័ហ្វ្រែល.

[COMFREL. 2009. 『国民議会および国民議会議員のモニタリング：第3期（2004年

7月～2008年9月) 報告書』プノンペン：COMFREL.]

ជាម យ៉ែប (Cheam Yeap). 2011. *រដ្ឋសភានៃប្រទេសកម្ពុជាពីឆ្នាំ ១៩៤៦ មកដល់បច្ចុប្បន្ន*. [チアム・イア

プ. 2011. 『カンボジアの国民議会 1946年～現在』]

ព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា (Preah Reacheanachak Kampuchea). *រដ្ឋធម្មនុញ្ញនៃព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា*. [カン

ボジア王国. 2006. 『カンボジア王国憲法』]

រដ្ឋសភា (Rathsaphea). 2003. *រដ្ឋសភានៃព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា*. ភ្នំពេញ៖ អគ្គលេខាធិការរដ្ឋនរដ្ឋសភា. [国民議会.

2003. 『カンボジア王国国民議会』プノンペン：国民議会事務局.]

———. 2006. *បទបញ្ជាផ្ទៃក្នុងនៃរដ្ឋសភា នៃព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា*. ភ្នំពេញ៖ អគ្គលេខាធិការរដ្ឋនរដ្ឋសភា.

[———. 2006. 『カンボジア王国国民議会内規』プノンペン：国民議会事務局.]

## 2. 日本語文献

天川直子 2003. 「カンボジア／開発援助は恩恵か、制約か」『アジア研ワールド・トレンド』  
No. 99 (2003.12), 32-39 頁.

———. 2009. 「人民党の圧勝」『アジア動向年報 2009』アジア経済研究所, 213-232 頁.

五島文雄・諏訪一幸・山田紀彦・山田裕史編 2013. 『中国・インドシナ三国の法整備況：  
1990～2012年』科学研究費成果報告書.

高橋保 1972. 『カンボジア現代政治の分析』日本国際問題研究所.

山田裕史 2007. 「パリ和平協定 15年目のカンボジア：権力分有体制から人民党一党支配体制へ」『アジア研ワールド・トレンド』No. 136 (2007.1), 36-39 頁.

———. 2011. 「ポル・ポト政権後のカンボジアにおける国家建設：人民党支配体制の確立と変容」上智大学大学院外国語学研究科博士論文.

———. 2013. 「変革を迫られる人民党一党支配体制」『アジア研ワールド・トレンド』No. 219  
(2013.12/2014.1), 4-7 頁.

四本健二 1999. 『カンボジア憲法論』勁草書房.

## 3. 英語文献

Chandler, David P. 1993. *The Tragedy of Cambodian History: Politics, War, and Revolution since 1945*. Chiang Mai: Silkworm Books.

———. 1999. *Brother Number One: A Political Biography of Pol Pot*. revised ed. Boulder: Westview Press.

———. 2008. *A History of Cambodia*. 4th ed. Chiang Mai: Silkworm Books.

- Corfield, Justin. 2009. *The History of Cambodia*. Santa Barbara, California: Greenwood Press.
- Heder, Steve. 2002. "Cambodian Elections in Historical Perspective," in *People and the 1998 Elections in Cambodia: Their Voices, Roles and Impact on Democracy*, ed. John L. Vijghen, Phnom Penh: Experts for Community Research.
- Hor, Peng. 2005. "The Reform of Parliament in Cambodia: Towards Effective Working Parliament in Terms of Strong Representation." Ph.D. diss., Nagoya University.
- Levitsky, Steven, and Lucan A. Way. 2010. *Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes After the Cold War*. New York: Cambridge University Press.
- Osborne, Milton. 1994. *Sihanouk: Prince of Light, Prince of Darkness*. Honolulu: University of Hawaii Press.
- Schedler, Andreas. 2006. "The Logic of Electoral Authoritarianism," in *Electoral Authoritarianism: The Dynamics of Unfree Competition*. ed. Andreas Schedler, Boulder and London: Lynne Rienner Publishers.
- Slocomb, Margaret. 2003. *The People's Republic of Kampuchea 1979-1989: The Revolution After Pol Pot*. Chiang Mai: Silkworm Books.
- Vickery, Michael. 1986. *Kampuchea: Politics, Economics and Society*. London: Frances Pinter.

## 資料：カンボジア王国国民議会内規<sup>11</sup>

### 第1章 仮議長およびその任務

#### 第1条

国民議会常会の会期は、年2回とする。

それぞれの常会の会期は、3ヵ月以上とする。

#### 第2条（2005年2月および2006年3月改正）

国民議会は、出席する最年長の当選者1名が仮議長として主宰し、出席する最年少の当選者5名を議長の職務を補佐する書記として、各期の第1回会合を開催する。

1 通常、上記の最年長議員の指導のもと、国民議会議員総数の過半数の出席がある場合には、国民議会は次の議事に沿って始動する。

① 各議員の任期の有効性を確定する。

② 議長1名および副議長2名を、それぞれ個別の選挙において、議員総数の過半数の賛成によって選出する。

国民議会は、上記の最年長議員の主宰のもとで討論を行うことはできない。

すべての議員は、議員就任に先立ち、憲法の補足5に規定された内容を宣誓しなければならない。

2 国家機関の正常化を確保するための憲法追加法を適用しなければならない政治情勢の際は、上記の最年長議員の指導のもと、国民議会議員総数の過半数の出席がある場合には、国民議会は次の議事に沿って始動する。

① 各議員の任期の有効性を確定する。

② 国民議会の正副議長、国民議会委員会の正副議長の選出、および各期の冒頭における王国政府に対する信任を付与するための一括投票を、挙手によって、ならびに国民議会議員総数の過半数の賛成によって実施する。

国民議会は、上記の最年長議員の主宰のもとで討論を行うことはできない。

すべての議員は、議員就任に先立ち、憲法の補足5に規定された内容を宣誓しなければならない。

---

<sup>11</sup> カンボジア王国国民議会内規は、1993年10月27日に採択され、これまで6回にわたり改正された（第1次改正：1995年12月4日、第2次改正：2003年1月29日、第3次改正：2005年2月14日、第4次改正：2005年6月27日、第5次改正：2006年3月15日、第6次改正：2006年4月7日）。本資料は、四本健二『カンボジア憲法論』（勁草書房、1999年、264-272頁）所収のカンボジア王国国民議会内規（第1次改正版）の日本語訳をもとに、現行の第6次改正版を訳出したものである。

## 第2章 国民議会議員の有効性

### 第3条 (2005年2月改正)

上記の会期を開始する際、国民議会の最年長議員は、議会に対して次のことを宣言する。

- ・国家選挙委員会より送付された当選が確定した候補者の名前
- ・当選した候補者のうち、選挙争訟の申し立ての当事者となったが、憲法評議会が当該申し立てを却下した者の名前

すべての権限を満了した議員の名前は、集会ののちに国民議会内および一般向けに布告される。

### 第4条 (2005年2月改正)

議員の職階および特権は、カンボジア王国特別職最高位の公務員と同等とする。

すべての議員は、その任期中において社会保障制度が適用される。また、議員がその任期中に死去した場合には、国民議会は葬儀を行い、死去した日から1年間、手当金や各種寄付金を遺族に対して提供する。

国民議会常任委員会は、手当金の制度や社会保障制度、任務制度、議員の職務遂行条件を準備しなければならない。

## 第3章 国民議会の常任委員会および各委員会

### 第5条 (2005年2月および2006年3月改正)

国民議会は、国王または国王の名代が召集し、国民議会の議員総数の過半数が出席した場合、第2条の規定のとおり、議事を進めることができる。

### 第6条 (2005年2月改正)

国民議会委員会は、次の構成による。

- ① 人権・不服申し立て・監察・議会関係委員会
- ② 経済・財政・銀行・監査委員会
- ③ 計画・投資・農業・地方開発・環境・水資源委員会
- ④ 内務・国防・監察・反汚職・公務員委員会
- ⑤ 外務・国際協力・宣伝・情報委員会
- ⑥ 法務・司法委員会
- ⑦ 教育・青年・スポーツ・儀典・宗教・文化・観光委員会
- ⑧ 保健・社会・退役軍人・青年更正・労働・職業訓練・女性委員会
- ⑨ 公共事業・運輸・通信・郵便・工鉱業・エネルギー・商業・国土整備・都市化・建設委員会

### 第7条 (2005年2月改正)

国民議会常任委員会は、次の構成による。

- ・ 国民議会議長
- ・ 国民議会副議長 2 名
- ・ 国民議会各委員会委員長

国民議会議長は、常任委員会委員長である。

国民議会常任委員会の会議の定足数は、委員の過半数とする。

国民議会常任委員会は、国民議会の任期と同等とする。

## 第 8 条

国民議会議長は、次の職務を行う。

- 1 憲法にもとづき、国民議会の適正な活動を保障する。
- 2 国民議会の集会を指導する。
- 3 国民議会の開会および閉会を宣する。
- 4 国民議会の議事を整理し、議事録に署名する。
- 5 国民議会内規の実施を確保する。
- 6 国民議会の法と秩序を維持する。
- 7 国民議会と国王および公共機関との連絡を司る。

## 第 9 条 (2005 年 2 月改正)

2 名の副議長は、議長を補佐する。議長が欠席または職務の遂行が不可能なときは、権限委譲の文書に沿って、副議長が議長代行の立場で議長の職務を行う。

## 第 10 条 (2005 年 2 月および 2006 年 3 月改正)

国民議会は通常、各国民議会委員会の委員をそれぞれ個別に選挙しなければならない。各委員会は、委員長 1 名、副議長 1 名および書記 1 名を選挙によって選出しなければならない。

国家機関の正常化を確保するための憲法追加法を適用しなければならない政治情勢の際は、国民議会の各委員会委員長および副委員長の選出は、第 2 条 2-②に沿って実施される。その後、国民議会は各委員会委員を、議員総数の過半数の賛成によって、それぞれ個別に選出することができる。

委員会委員長が欠席した場合、権限委譲の文書に沿って、副委員長が委員長代行の立場で、委員長に代わって職務を遂行する。

各委員会の会合の定足数は、委員総数の過半数とする。

各委員会は、7名以上の委員によって構成する。議員は、2つ以上の委員会の委員になることができる。

#### 第11条

国民議会は、必要に応じて、複数の委員会からなる特別委員会を設けることができる。

#### 第12条

各委員会は、国民議会議長に対して、委員会の職務を補佐するために、国民議会議員以外の者から専門員を置くことを求めることができる。専門員は、委員会において議決権を有しない。

#### 第13条

常任委員会および委員会委員は、事前に通知なく集会を欠席した場合、第68、第69、第70、第71および第72条に規定する原則にもとづいて、懲戒する。

### 第4章 事務総局

#### 第14条（2005年2月改正）

国民議会は、本会議および各委員会の議事録を作成する事務総局を置く。事務総局は、行政業務の管理ならびに国民議会および各委員会に対する各種サービスの提供に責任を持つとともに、国民議会と外部との連絡を司る。

#### 第15条（2005年2月および2006年4月改正）

事務総局は、事務総長1名が指導し、必要に応じて事務次長数名が補佐する。

事務総長および事務次長は、国民議会議員および政党指導者以外の者で10年以上の行政経験を有する上級公務員のなかから任命される。

#### 第16条

事務総長および事務次長は、国民議会第1および第2副議長の承認を経て国民議会議長が提案し、国王が、これを任命する。

事務総長および事務次長は、それぞれ長官および副長官と同等の職階を有する。

#### 第17条（2005年2月改正）

事務総局のすべての職員は、立法府の公務員の規則に関する法律に沿って、国民議会議長が任命する。

#### 第18条

国民議会の議事録および公文書は、事務総局が保管し、国民議会議長の許可なく公開しない。

### 第5章 議案

#### 第19条

国民議会常任委員会は、それぞれの集会の議案を作成する。議長は、常任委員会のそ

それぞれの集会の最後に、次回の議案を朗読する。

#### 第20条

議案は、次の2つの順序からなる。

- ① 国民議会が、緊急に検討すべきと決定したすべての事案
- ② 王国政府が、国民議会に提出したすべての事案

### 第6章 内閣提出法律案および議員提出法律案

#### 第21条

王国政府は、法律案を国民議会常任委員会に提出する。法律案は書面により、提案趣意書を添付してすべての国民議会議員に配布する。

国民議会常任委員会は、法律案を所管の委員会に送付し、審議させる。所管の委員会の委員長は、当該法律案を審議したのち、国民議会に所管の委員会の見解を送付する。

#### 第22条 (2005年2月改正)

国民議会議員または上院議員が提案する法律案は、書面により、提案趣意書を添付する。

#### 第23条

提案者は、常任委員会に当該法律案の提案について報告する権利を有する。

#### 第24条

国民議会常任委員会は、国民議会に対して次のことができる。

- ・ 法律案を審議しないこと
- ・ 審議の可否にかかわらず意見を表明すること
- ・ 審議を求めること

#### 第25条

法律案の提案者は、国民議会が当該法律案の審議を開始したのちであっても、提案を撤回することができる。提案者以外の議員は、国民議会に撤回された法律案の再審議を求めることができる。

### 第7章 内閣提出法律案および議員提出法律案の審議

#### 第26条

議員は、内閣提出法律案および議員提出法律案に対して、修正を求めることができる。

修正の要請は、国民議会委員会または国民議会本会議に書面で提出しなければならない。

#### 第27条

国民議会は、提出された修正案を討議に付すことの可否を決定する。

#### 第28条

国民議会は、修正案を提出された日に採択しない。ただし、緊急の場合はこの限りで

ない。

#### 第 29 条 (1995 年 12 月改正)

国民議会は、次の手続きにもとづき、内閣提出法律案または議員提出法律案を採択する。

① 国民議会は、法律案を討論に付すべきが否かを討論し、採決する。

② 国民議会は、法律案を条項ごとまたは章ごとに採択することができる。

国民議会は、あらかじめ文書により修正の要請があった条項または章についてのみ討論する略式手続きをとることができる。

上記のいずれかの方法をとる場合は、常任委員会は事前に議員にその旨を知らせなければならない。

③ 国民議会は、内閣提出法律案および議員提出法律案の全体を採択する。

### 第 8 章 国家予算および国民議会予算に関する特別通知

#### 第 30 条

予算法案は、憲法第 57 条の規定にもとづき、通貨管理および財政制度に関する法律に従い、詳細な予算区分に分割しなければならない。

#### 第 31 条 (1995 年 12 月および 2005 年 2 月改正)

国民議会予算案は、国民議会常任委員会によって規定されたのち、国家予算に編入するために、所管の省に送付される。

毎年末における国民議会の支出決算報告書は、国民議会常任委員会に送付され、審議および議決されたのち、国家の一般会計決算に関する法律案に編入するために、所管の省に送付される。

### 第 9 章 質問および答弁

#### 第 32 条

国民議会議員は、王国政府に質問する権利を有する。質問は、書面により国民議会議長を通じて行う。

答弁は、取り上げられた問題の責任の所在によって、1 名または複数名の大臣によってなされる。

大臣または首相による答弁は、口頭または書面によってなされる。

上記の答弁は、質問を受理してから 7 日以内になされなければならない。

口頭による答弁については、国民議会議長が、討論を行うか否かを決定することができる。討論が行われない場合は、大臣または首相による答弁がその質問に対する最終回答となる。

#### 第 33 条 (2005 年 2 月改正)

いずれかの大臣に質問する国民議会議員は、質問を撤回することができる。

国民議会議員は、必要に応じて、他の議員が撤回した質問を、国民議会議長に書面により再提出することができる。

討論の許可があるときは、質問者である国民議会議員および他の国民議会議員ならびに関係大臣および首相は、討論に参加することができる。ただし、討論は 1 回の会期を超えないものとする。

国民議会は、1 週に 1 日を質疑応答に充てる。この目的のために充てられた集会は、定足数を満たさなくても開催される。

首相に対する質問の場合、首相、または首相の都合が付かない場合には代理人が、質問に回答しなければならない。

王国政府構成員に対する質問の場合、当該構成員は、国民議会において質問に回答しなければならない。

いずれの場合においても、上記の質疑応答のための集会においては、いかなる種類の投票も実施されない。

#### 第 34 条

国民議会のすべての委員会は、所管の分野に関する問題を調査するために、大臣または要人を召還することができる。

#### 第 35 条 (2006 年 3 月改正)

国民議会は、議員総数の過半数の賛成をもって大臣会議構成員を罷免し、または王国政府に対する不信任動議を議決することができる。

王国政府に対する不信任動議は、30 名以上の国民議会議員により国民議会に提出されてはじめて、国民議会において討論に付すことができる。

### 第 10 章 意思の表明

#### 第 36 条 (2003 年 1 月改正)

国民議会は、国民議会が審議する事案に対して、挙手、記名投票、無記名投票という 3 種類のいずれかの方法によって、意思を表明する。

上記の挙手または記名投票による意思の表明は、電子システムを使って行うことができる。

#### 第 37 条

国民議会議長および書記は、集計の結果が不明確であると判断したときには、再度挙手を求め、挙手した議員数を再度集計しなければならない。

#### 第 38 条 (2003 年 1 月改正)

2 度にわたる挙手によっても集計の結果が不明確なときは、記名投票を行わなければ

ならない。

記名投票は、次の方式とする。

議会当局は、投票箱を持ち、国民議会議員より投票用紙を回収する。国民議会議員は、投票用紙に自分の名前を記入しなければならない。投票用紙は、賛成票である白票ならびに反対票である青票、棄権票である白地に青条の3種類からなる。

書記は、投票ののち投票結果を集計する。国民議会議長は、集計ののち、投票結果を国民議会議長に報告する。

#### 第39条

記名投票は、次の方式とする。

各国民議会議員は、発言席に設けられた投票箱に投票用紙を持参し、投票する。

この方式は、10名以上の国民議会議員の提案があるときに行う。

#### 第40条（2005年2月改正）

無記名投票は、国家機関の正常化を確保するための憲法追加法に規定された場合を除き、任命ならびに信任および不信任動議に対して行う。

憲法改正に関する法律の議決は、無記名投票によって実施することができる。

#### 第41条（2005年2月改正）

すべての議決は、憲法に規定された多数決制とする。その他の場合においては、個別の法律に規定された場合を除き、議員総数にもとづく絶対多数決制とする。

#### 第42条

採決の結果、賛成および反対が同数のときは、再度採決を行う。2度目の採決の結果、賛成および反対が同数のときは、国民議会議長は、不採決としたものとする。

#### 第43条

国民議会議長は、採決の結果、採決の可否を公表する。

### 第11章 緊急である旨の宣言

#### 第44条

緊急である旨を宣言したいずれの法律案および動議案も、これを第1の議題とする。

#### 第45条

王国政府または法律案もしくは動議案の提案者は、緊急である旨を提案することができる。

国民議会議長は、前項の提案を決定する。

#### 第46条

緊急である旨を提案した者は、その趣意書を国民議会議長に提出しなければならない。国民議会議長は、これを国民議会議長に提出し、緊急であるか否かを決定する。

## 第 12 章 集会

第 47 条 (1995 年 12 月、2005 年 6 月および 2006 年 3 月改正)

国民議会の集会は、次の場合に有効とみなす。

- 1 国民議会議員総数の 3 分の 2 以上の承認を必要とする議案については、議員総数の 3 分の 2 以上の出席を満たすこと。
- 2 比較多数または国民議会議員総数の過半数の承認を必要とする議案については、議員総数の過半数の出席を満たすこと。

欠席議員は、欠席者名簿に名前を記載する。議長は、欠席理由とともに欠席者名簿を読み上げる。

議長は、集会が開会 15 分後に定足数に達しないときは、散会する。

第 48 条 (2005 年 2 月および 2006 年 4 月改正)

議員グループの席順は、前方から後方に政党別のグループ (*krom*) ごととする。各グループは 10 名以上で構成しなければならない。議員 1 名につき 1 つのグループにしか入ることはできない。各グループはグループ長 1 名、副グループ長 1 名を有する。10 議席に満たない政党は、いずれかのグループへの加入を選ばなければならない。

政党の議員グループの名簿は、国民議会議長に送付される。

第 49 条

集会の期日は、招状により、国民議会議員に送付し、告知する。集会中に集会の期日が口頭により指定された場合は、招状により、集会に出席していない国民議会議員に送付し、告知する。

緊急の場合を除き、集会の期日は、その 2 日以前に指定する。

第 50 条

緊急の場合を除き、集会の招状に議題案を添付する。

第 51 条 (2005 年 2 月改正)

国民議会議長または副議長が辞任し、または事故があるときは、国民議会は新たな議長または副議長を選挙しなければならない。

第 52 条

国民議会議長は、特段の事情のあるときは、議事に先立って発言することができる。

第 53 条

国民議会の集会は、特段の事情のあるときを除き、議題案に従って議事を進める。

国民議会は、議事に先立って議題案を承認し、会期中の書記を選挙する。

第 54 条

国民議会議長または 10 名の国民議会議員が必要と認めたときは、集会を休会させることができる。

#### 第 55 条 (2005 年 2 月改正)

各グループ所属の国民議会議員は、自身のグループ長を通じて発言を求め、国民議会議長の承認を得たのち、発言することができる。

#### 第 56 条 (2005 年 2 月改正)

通常、書記は発言した順番に各グループの議員の名前を記録しなければならない。

#### 第 57 条

討論においては、発言者は交互に発言しなければならない。賛成討論の発言者が発言し、次に反対討論の発言者が発言するものとする。

#### 第 58 条 (2005 年 2 月改正)

原則として、各グループに所属する国民議会議員の発言時間は規定され、討論中の議題に関してのみ発言するものとする。発言者の発言内容が議題から逸れた場合、議長は発言者に議題にもとづいて発言するよう注意を喚起しなければならない。当該発言者がなおも議題から逸れた発言を続けた場合、議長は当該発言者の発言を制止し、以後、発言を禁止することができる。

#### 第 59 条 (2005 年 2 月改正)

通常、発言を求めるグループ所属議員の発言時間は、20 分以内とする。答弁を求めるグループ所属議員の発言時間は、5 分以内とする。

議長が必要とみなした場合、または討論において有益であると判断した場合、議長はさらに 10 分間の発言を許可することができる。この延長は、同一議題において 2 回まで行うことができる。

同一グループ所属の他の議員は、同一の議題に対して、上記の規定時間の残りの範囲において意見を表明することができる。

#### 第 60 条 (2005 年 2 月改正)

発言順序の登録および発言時間の制限の規定は、グループ所属議員に対してのみ適用し、法律案を提出した王国政府代表者または議員に対しては適用することができない。

#### 第 61 条

国民議会議長は、集会中に秩序の混乱または騒擾を制止できないときは、議場より退場し、集会を散会とする。

#### 第 62 条

妨害および個人攻撃ならびに混乱を招来する行為は、禁止する。

### 第 13 章 集会の秩序の維持

#### 第 63 条

国民議会議長は、国民議会に対する国民議会内外からの敵対行為に対して、国民議会を擁護する責任を有する。国民議会議長は、この任務を全うするため、警察力を使用し、

または国軍による介入を要請することができる。

#### 第 64 条

国民議会議長は、国民議会における秩序を維持する。国民議会議長は、傍聴席の数に従い、公衆に議場内に立ち入ることを承認することができる。国民議会議長は、いかなる手段であれ国民議会の議事を妨害する者を、退場させることができる。

#### 第 65 条

国民議会議長および書記は、国民議会が秘密会の開催を決定したときは、集会の開会に先立って、議場内に部外者がいないことを確認する。

### 第 14 章 集会の欠席

#### 第 66 条

国民議会書記は、集会に欠席した国民議会議員の名前および欠席理由を記録しなければならない。

#### 第 67 条

国民議会議員は、国民議会議長の承認なしに集会を欠席することができない。

#### 第 68 条

国民議会議長は、1 会期あたり最長 15 日間の請暇を承認することができる。15 日間以上にわたる請暇は、国民議会の承認を要する。

#### 第 69 条

国民議会議員は、疾病により連続 5 日間以上にわたり集会を欠席したときは、国民議会に医師の診断書を提出しなければならない。

#### 第 70 条

国民議会議長の承認なしに 3 日間以上にわたり集会を欠席した国民議会議員は、その欠席日数に応じて、国民議会議員の歳費を減額する。

#### 第 71 条

国民議会議員は、承認を得た請暇を過ぎて集会を欠席したときは、その欠席日数に応じて歳費を減額する。

#### 第 72 条

国民議会議員は、第 47 条にもとづく招状にかかわらず、正当な理由なしに招集に応じないときは、次の懲戒に処す。

- 1 2 日間の不当欠席は、警告に処す。
- 2 招状を自宅において受け取った日から正当な理由なしに出席しない者は、その欠席日数に応じて歳費を減額し、懲罰告知を送付する。
- 3 懲罰告知を自宅において受け取った日から正当な理由なしに出席しない者、または陳謝しない者は、第 3 次の懲罰として、その欠席日数に応じて歳費を減額し、15

日間の登院停止に処す。

国民議会議員は1ヵ月間のうちに3種類の懲戒を受け、なお正当な理由なしに出席しないときは、最高の懲罰として、その欠席日数に応じて歳費を減額し、30日間の登院停止に処し、登院停止処分を当該議員の選挙区において公表する。

国民議会常任委員会は、国民議会本会議が国民議会議員からの申し立てを受理したときを除き、当該国民議会議員の欠席理由を不当と認めたときは、懲罰を行う権限を有する。

## 第15章 懲罰

### 第73条

国民議会議員に対する懲罰は、次のとおりとする。

- 1 注意
- 2 文書による注意
- 3 戒告
- 4 一定期間の登院停止

### 第74条

国民議会議長は、本内規第62条に反して会議の秩序を乱した発言者および混乱を招来した国民議会議員を注意する。

### 第75条

国民議会議長は、注意を受けたのち、なお同一会期内において会議の秩序を乱した国民議会議員を、文書による注意する。

### 第76条

文書による注意を受けた国民議会議員は、歳費の減給4分の1、1ヵ月間とする。

### 第77条

国民議会議員は、次の場合には戒告処分を受ける。

- 1 文書による注意ののち、国民議会議長の指導に従うことを拒否したとき
- 2 3回の注意ののち、なお30日間にわたり同様の行為があったとき
- 3 議長に混乱を生じさせ、または他の国民議会議員の会議への出席を妨害したとき
- 4 他の国民議会議員を侮辱、強要または脅迫したとき

### 第78条

国民議会議員は、次の場合には戒告および登院停止処分を受ける。

- 1 戒告処分ののち、なお同様の行為があったとき
- 2 暴力を行使したとき
- 3 国民議会または国民議会議長を侮辱したとき
- 4 国王を侮辱したとき

#### 第 79 条

懲戒および一定期間の登院停止処分は、国民議会議長の提案にもとづき、無記名投票により議決する。

#### 第 80 条

懲戒処分は、次の制裁をともなう。

- 1 歳費の減給 2 分の 1、1 ヶ月間
- 2 当該国民議会議員の選挙区のすべての行政区 (*khum*) における懲戒処分の公表

#### 第 81 条

懲戒処分および登院停止処分は、次の制裁をともなう。

- 1 2 ヶ月間にわたり歳費を 2 分の 1 に減給
- 2 当該国民議会議員の選挙区のすべての行政区における懲戒処分の公表
- 3 連続 15 回の登院停止

### 第 16 章 国民議会内規の改正

#### 第 82 条 (2006 年 3 月改正)

本内規の改正は、国民議会議員総数の 4 分の 1 以上の発議にもとづき、国民議会議員総数の過半数の賛成によって議決される。

### 第 17 章 暫定措置

#### 第 83 条 (2005 年 2 月改正)

国民議会議員の辞職もしくは 3 ヶ月間にわたる職務放棄、死亡、国民議会議員または当選した政党の党員資格の喪失により議員に欠員が生じたときは、その政党の同一選挙区内の候補者名簿より新たな国民議会議員を選出する。